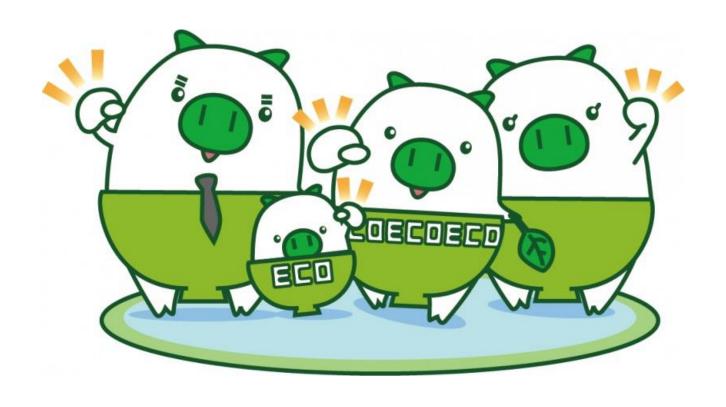
エコ・オフィスおごおり (第4次計画)



2019年2月 小郡市

目次

第1	章 エコ・オフィスおごおり(第4次計画)の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···1
1	第4次計画の目的と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の期間及び基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	対象とする範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2	章 温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	温室効果ガス排出量の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	温室効果ガス排出量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	章 温室効果ガス削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	温室効果ガス排出量の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	温室効果ガスの削減見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第4	章 地球温暖化防止のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	電気使用量を削減する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 10
2	燃料使用量を削減する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
3	紙及び水道の使用量を削減する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.11
4	施設設備に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1 2
5	循環型社会の推進に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5	章 進行管理······	·13
1	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 13
2	進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 14
第6	章 参考資料······	· 15
1	涅索効果ガス排出景の質字に用いた排出係物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 15

第1章 エコ・オフィスおごおり(第4次計画)の基本的事項

1. 第4次計画の目的と背景

産業革命以降の、二酸化炭素等温室効果ガスの大量排出を原因とした地球温暖化は、 今日では世界規模での問題として認識されており、平均気温の上昇や異常気象の発生、 生態系への影響等が我が国でも観測されています。

2015年フランス・パリで開催された第 21 回締約国会議(COP21)では、京都議定書以来の新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。この協定では、温室効果ガス排出削減のための取組を規定した「緩和策」に加え、 気候変動の悪影響への対処をするための「適応策」の目標を設定することが規定されています。

このことにより、2015年に開催された地球温暖化対策推進本部において、「日本の約束草案」を決定し、国内の温室効果ガスの排出削減や吸収源の確保を目標に掲げ、「2030年度に2013年度比26%削減」としています。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「温対法」という。)第21条第1項で義務付けられている温暖化対策実行計画(事務事業編)の第4次計画として策定するものです。

また、小郡市では市全体における省エネルギー化を推進するため、2010年に「小郡市地域省エネルギービジョン」を策定し、その中で市の事務事業における省エネ率先行動の継続と効果の実証を重点プロジェクトの一つとして位置付けています。

これらを受けて、第4次計画では市のすべての事務事業に関し、温室効果ガス排出の削減を図るとともに、市が率先して省エネルギー化を推進することを目的としています。

2. 計画の期間及び基準年度

本計画では、国の地球温暖化対策計画に準拠して、2013年度を基準年度とします。また、目標年度は2030年度とします。

計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。ただし、社会情勢や法の制定・改正等により計画の前提が大きく変わるような変化が生じた場合は、計画期間中であっても、必要に応じて目標や取組等の見直しを行うものとします。

3. 対象とする範囲

対象とする範囲は、小郡市が所管する全ての施設における事務事業とします。

表 対象施設一覧 (2019年3月31日時点)

	公 7 3 7 1 1 1 1 1 1 1
所管部署	施設名
財政課	市役所本館
	西別館
	東別館
	北別館
	南別館
	公用車車庫
生活環境課	河北苑
	リサイクル倉庫
	し尿中継基地
農業振興課	農産加エセンター
人権•同和対策課	隣保館
	ニタ集会所
	大崎集会所
	若山集会所
	下岩田集会所
	人権教育啓発センター
健康課	あすてらす
保育所·幼稚園課	三国保育所
	御原保育所
	大崎保育所
	子育て支援センター
	小郡幼稚園
	(三国幼稚園)
生涯学習課	生涯学習センター
	文化会館
コミュニティ推進課	ふれあい館三国
	御原校区コミュニティセンター
	ポピーの里あじさか館
	緑の里くろつち会館
	小郡交流センター
	ひまわり館東野
	大原きぼうの森館
図書課	図書館
総務課	消防団倉庫

所管部署	施設名
教務課	教育センター
	味坂小学校
	小郡小学校
	御原小学校
	立石小学校
	三国小学校
	大原小学校
	東野小学校
	のぞみが丘小学校
	宝城中学校
	大原中学校
	立石中学校
	小郡中学校
	三国中学校
スポーツ振興課	小郡運動公園
	体育館
	小郡地域運動広場
	東野地域運動広場
	立石地域運動広場
	たなばた地域運動広場
学校給食課	学校給食センター
	立石小学校給食室
	味坂小学校給食室
	御原小学校給食室
	大原小学校給食室
	小郡小学校給食室
	東野小学校給食室
	三国小学校給食室
文化財課	埋蔵文化財調査センター
	上岩田遺跡公園
	小郡官衙遺跡公園
	千人塚
	油屋
	松崎資料館

4. 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定する7種類の物質の うち、地球温暖化への影響が大きい二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3物質としま す。

表 対象となる温室効果ガスの種類と発生源、算定対象

種類	発生源	温室効果ガス排出量 算定の対象	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼	都市ガス・ガソリン・軽油・LPG・重油等燃料の使用	
	他人から供給された 電気・熱の使用	電気使用量	1
メタン (CH ₄)	自動車の走行・ 一般廃棄物の焼却等	公用車の走行距離 ガス給湯器の使用	25
一酸化二窒素 (N₂O)	自動車の走行・ 一般廃棄物の焼却等	公用車の走行距離 ガス給湯器の使用	298

[※]地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準(=1)として各物質が温暖化をもたらす程度を示す数値のことです。なお、地球温暖化係数は温室効果の見積もり期間の長さによって変化します。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」(平成29年3月環境省)に基づき、基本的な考え方として1年間の活動量に排出係数を乗じることで行います。

温室効果ガス排出量 = 活動量 × 排出係数

活動量:電力使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量

排出係数 : 単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

2. 温室効果ガス排出量の推移

(1)温室効果ガスの総排出量とガス種別排出量

基準年度である 2013 年度の小郡市役所の事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量は、4,289t- CO_2 となっています。2017 年度の総排出量は、3,714t- CO_2 であり 2013 年度比 13.4%減となっています。

ガス種別にみると、二酸化炭素 (CO₂)排出量は、2013 年度が 4,286t-CO₂、2017 年度 が 3,711t-CO₂となっており、575t-CO₂減少しています。

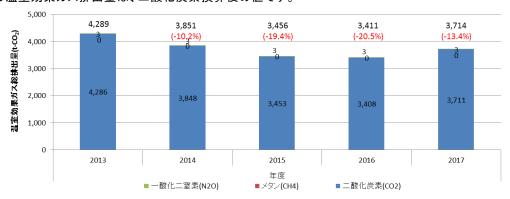
メタン (CH_4) 及び一酸化二窒素 (N_2O) は、2013 年度以降大きな変動はありません。

温室効果ガス排出量と基準年度比の増減率推移

単位:t-CO2

				·	<u> 中 12 . t </u>		
	年度						
項目	2013 (基準年度)	2014	2015	2016	2017		
二酸化炭素(CO ₂)	4,286	3,848	3,453	3,408	3,711		
メタン (CH ₄)	0	0	0	0	0		
一酸化二窒素(N₂O)	3	3	3	3	3		
総排出量	4,289	3,851	3,456	3,411	3,714		
基準年度比増減率	_	-10.2%	-19.4%	-20.5%	-13.4%		

※表中の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算後の値です。



温室効果ガス排出量と基準年度比増減率の推移

(2)エネルギー起源 CO2 排出量

燃料の燃焼で排出されるエネルギー起源 CO_2 排出量は、2013年度が 4,286t- CO_2 、 2017年度が 3,711t- CO_2 となっており、2017年度は 2013年度比で 13.4%減少しています。

活動区分ごとにみると、電気使用による排出量が最も多くエネルギー起源 CO_2 排出量の7割以上を占めており、この傾向は2013年度以降継続しています。その他では、 灯油使用や A 重油使用による排出量が多いものの、2013年度以降その割合は減少傾向となっています。

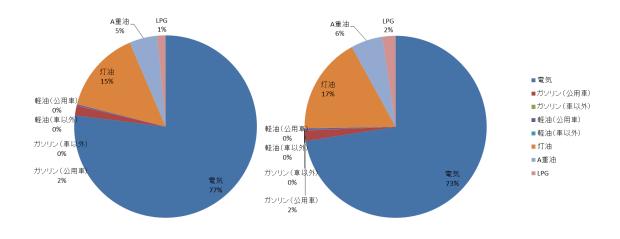
公用車の使用による排出量は、2017 年度は 2013 年度よりも 5t-CO₂(6.0%)減少しています。

エネルギー起源 CO2排出量の推移

単位:t-CO2

温室効果	温室効果が表現しています。活動区分がスの種類がある。				年度					
ガスの種類			2013	2014	2015	2016	2017			
			灯油	627	615	629	610	621		
		±tc ≘n	A 重油	213	222	220	212	203		
	燃料使用公用車	施設	LP ガス	62	53	54	48	85		
エネルギー 起源 CO ₂			その他	2	4	3	7	3		
KE III, G G Z		公田市	ガソリン	74	72	75	75	67		
					公用单	軽油	10	12	12	12
	電気使	用		3,298	2,870	2,460	2,444	2,720		
合計		4,286	3,848	3,453	3,408	3,711				
基	基準年度比増減率			_	-10.2%	-19.4%	-20.5%	-13.4%		

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



2013年度

2017年度

エネルギー起源 CO,排出量の割合

(3)部署別のエネルギー起源 CO₂排出量

2017 年度の部署別にみたエネルギー使用(公用車を除く)によるエネルギー起源 CO₂ 排出量は、健康課(あすてらす)が最も多く、次いで教務課(小中学校等)となっています。

2013 年度と2017 年度のエネルギー起源 CO₂ 排出量が多い上位 5 課の排出量は、全施設の排出量の約 8 割を占めています。

部署別のエネルギー起源 CO2 排出量の推移

単位:t-CO2

担当課	2013 年度		
	排出量	割合	
健康課	1,120	26.1%	
教務課	1,035	24.2%	
コミュニティ推進課	538	12.6%	
財政課	414	9.7%	
学校給食課	364	8.5%	
上記5課計	3,471	81.0%	
その他の課計	813	19.0%	
全課合計	4,284	100.0%	

			T 12	. t 002	
担当課			2017 年度		
		3— — ##	排出量	割合	
		健康課	1,041	28.0%	
		教務課	773	20.8%	
		学校給食課	421	11.3%	
		コミュニティ推進課	407	11.0%	
		財政課	347	9.2%	
		上記 5 課計	2,985	80.4%	
		その他の課計	728	19.6%	
		全課合計	3,713	100.0%	

[※]表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

(4)エネルギー起源 CO2以外の排出量

公用車の走行などによるエネルギー起源 CO₂以外の温室効果ガス排出量は、2013 年度以降横ばい傾向にあります。

活動区分ごとにみると、公用車の走行による排出量が最も多く、2017 年度はエネルギー起源 CO_2 以外の排出量の 93.7%を占めています。この傾向は 2013 年度以降継続しています。

活動区分ごとの排出量の推移をみると、2013年度以降大きな変動はありません。

活動区分ごとのエネルギー起源 CO2 以外の排出量の推移

単位:t-CO2

温室効果		年度				
ガスの種類	活動区分	2013	2014	2015	2016	2017
エネルギー	自動車の走行	3.033	2.997	3.109	3.121	2.958
起源 CO ₂ 以外	家庭用機器における 燃料の使用	0.146	0.125	0.126	0.114	0.199
合計		3.179	3.122	3.235	3.235	3.157

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



活動区分ごとの温室効果ガス排出量の割合(エネルギー起源 CO。以外)

第3章 温室効果ガス削減目標

1. 温室効果ガス排出量の削減目標

我が国の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標として、「2030年度において2013年度比で26%削減」を掲げています。このうち、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」の削減目標として、2013年度比で40%の削減を掲げています。

小郡市の温室効果ガス排出量の削減目標については、国の削減目標に準じ、2030年度に2013年度比で40%削減とします。

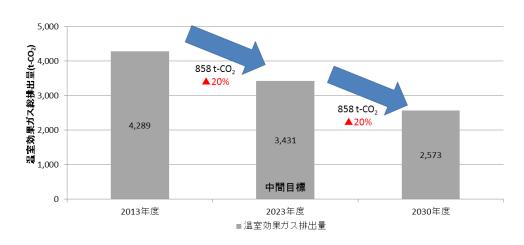
また、目標達成に向けた進捗管理を行うため、中間目標として 2023 年度に 2013 年度 比で 20%の削減を掲げます。

【目標】

温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 40%削減

【中間目標】 温室効果ガス排出量を 2023 年度に 2013 年度比で 20%削減

温室効果ガス排出量の削減目標イメージ



2. 温室効果ガスの削減見込量

温室効果ガス排出量の削減見込としては、2018 年度に実施した省エネ診断結果から、施設照明のLED 化や電気の排出係数の低減等により、2013 年度比で1,716t-CO₂の削減が見込まれます。

目標に向けて確実に取組を進めていくために、省エネ診断対象施設以外の施設にも 取組内容を水平展開するとともに、関連情報の収集や省エネ設備導入に向けた検討を 続けます。また、公共施設等総合管理計画における公共サービス・施設等の規模適正化 や施設の更新・存廃等の検討において、設備の省エネルギー化や統廃合の実施も含め て検討し、更なるエネルギー使用量の削減を図ります。

温室効果ガス排出量の削減見込量

75 P	Fig. 40 cts 55 /Fil	削減見	見込量	
項目	取組内容例	t-CO ₂	基準年比	
	蛍光灯等の LED 化	352	8.2%	
	水銀灯の LED 化	143	3.3%	
	誘導灯の更新	20	0.5%	
省エネ	吸収式冷温水発生器の更新	6	0.1%	
診断結果	空冷ヒートポンプチラーの更新	10	0.2%	
	エアコンの更新	2	0.1%	
	EMS の導入	92	2.1%	
	その他の対策(運用改善等)	4	0.1%	
その他の対策(遺	[用改善等)	20	0.5%	
	九州電力(2017 年度排出係数 0.438kg-CO ₂ /kWh)	94	2.2%	
│電気の排出係 │数の低減	ウエスト電力(2017 年度排出係数 0.546kg-CO ₂ /kWh)	41	1.0%	
X 07 12 11X	F-Power(2017 年度排出係数 0.502kg-CO ₂ /kWh)	359	8.4%	
2013~2017 年度	である。 その取組による削減量	575	13.4%	
	合計			
<目標値>2030	年度における目標削減量	1,716	40.0%	

※2030 年度における電力排出係数は国の地球温暖化対策計画で示されている目標値 0.37kg-CO₂/kWh とします。 ※電気の排出係数の低減による削減量は、2018 年度に実施した省エネ診断結果による削減量を除き、2017 年度と同等の電力を使用したと想定した場合の削減量を示します。

※対応する取組方針欄は、後述する「第4章地球温暖化防止のための取組み」における取組内容を示します。

第4章 地球温暖化防止のための取組

温室効果ガスの削減に向けて、目標を達成するためには取組みを継続していくことが必要です。そのために、目標達成に向けた具体的な取組みを設定します。

1 電気使用量を削減する取組

- (1) 照明に関すること
 - ①不必要な場所の照明は、こまめに消灯します。
 - ②昼休みは、必要箇所以外消灯します。
 - ③会議室、トイレ、給湯室等は使用時のみ点灯します。
 - ④残業時は、必要な場所のみ点灯させます。
 - ⑤不要な残業を減らし、日没後の電力消費削減に努めます。
 - ⑥不要な場所や日当たりの良い場所では間引き照明に努めます。
 - (7)十分な自然光が確保できる場所については消灯します。
 - ⑧職場を最後に退庁する際は、照明の消灯と電気機器の電源を切ります。

(2) 空調に関すること

- ①夏季は、ノーネクタイ等、見苦しくない範囲で厚さをしのぎやすい服装とし、『クールビズ』 の取組みを推進します。
- ②冬季は、防寒着を羽織る等、各自で寒さへの対策を行い、『ウォームビズ』の取組みを 推進します。
- ③エアコンの使用は、原則として以下の期間のみとします。
 - ◎冷房期間は 6月1日から9月30日までとする。
 - ◎暖房期間は12月1日から3月31日までとする。

また、温度計を導入し、室温は冷房時28℃、暖房時19℃に保つように設定します。

- ④空調使用時は、窓や扉を締めブラインド等を活用し冷暖房の効果を高めます。
- ⑤緑のカーテンや遮熱フィルム、よしずを利用して、職場内の気温上昇を抑制します。
- ⑥定期的に空調のフィルター掃除を行い、効率的な運転を行います。

(3)OA機器・家電機器に関すること

- ①席を離れる際は、ノートパソコンを閉じて離席します。また、1 時間以上離席する場合や 昼休み中は、ノートパソコンをスタンバイ状態にします。
- ②OA 機器(パソコン、コピー機等)は、省エネモードを活用し、長時間使用しない時は電源を切ります。
- ③退庁時は、不要な OA 機器のコンセントを抜き、待機電力削減に努めます。
- ④電力消費の大きな家電機器の利用は必要最小限とし、未使用時はコンセントを抜きます。

(4)職員意識の啓発

- ①電力消費の大きくなる夏季と冬季にエコ・オフィス企画会議構成員で各職場を昼休み中に巡回し、照明が消灯されているか、室温が目標温度を外れていないかを確認・指導します。
- ②COOL CHOICE に示された取組を進め、地球温暖化対策の推進を図ります。

2 燃料使用量を削減する取組

(1)公用車に関すること

- ①アイドリングストップを心掛けます。
- ②車内は整理整頓し、不用なものは積載しないよう努めます。
- ③周囲の車両や歩行者の挙動に注意を払い、急発進、急加速を控えます。
- ④夏季は窓を開ける等、エアコンの使用を極力減らします。
- ⑤地図サイト等で最短ルートを確認して出発します。
- ⑥当日の行動予定を職員同士把握し、可能なら相乗りをします。
- (7)信号の状況を考慮して、エンジンブレーキを使用します。
- ⑧タイヤの空気圧点検を定期的に実施し、適正に保ちます。
- ⑨近距離の移動は、徒歩や自転車等を利用し、省エネルギーに努めます。
- ⑩できる限り公共交通機関の利用に努めます。
- 即車両更新時には、クリーンエネルギー自動車の導入を積極的に検討します。

3 紙及び水道の使用量を削減する取組

(1)用紙使用量の削減

- ①両面印刷が可能な書類については、必ず両面印刷を行います。
- ②メールで送られてくる外部からの簡易な通知や情報提供等の書類の印刷は、印刷ミスや不要となった用紙の裏面を再利用します。ただし、個人情報が記載された用紙は使用しないよう十分留意します。
- ③印刷をする際は必ず印刷設定を確認し、パソコンのプレビュー画面を活用して印刷ミスを減らします。また、コピー機を使った後は、次の人が印刷ミスをしないよう必ずリセットボタンを押します。
- ④会議資料や印刷物は必要部数を精査し、不要な印刷を減らします。また、配布資料の 封筒への封入も原則として行いません。
- ⑤職場毎の紙の使用量を計測し、使用量の多い職場については、紙の使い方について 無駄がないか、調査・見直しをします。

(2)水道使用量の削減

- ①手洗いや食器類の洗浄等で水を使用する際は、水を出したままにせず、蛇口をこまめ に閉めます。
- ②水洗トイレの水は無駄に流さないように努めます。
- ③老朽化している施設は、毎期の検針水量を比較し、漏水が疑われるような場合はすぐ に調査を行います。

4 施設設備に関する取組

(1)省エネルギー設備の導入

- ①省エネ診断実施施設においては、照明機器・避難誘導灯の LED 化を積極的に図ります。省エネ診断未実施施設においても照明機器、避難誘導灯の更新・新設の際には消費電力の少ない LED 照明の導入を図ります。
- ②人感センサー、照度センサー等の導入や効率的な照明機器の利用を検討します。
- ③空調機器の設置や更新時には、高効率空調機の導入を推進します。
- ④施設の新改築又は設備更新の際は、積極的に省エネ設備の導入を検討します。

(2)施設の運用改善

- ①空調、ポンプ、ボイラー等における運転管理の明確化(運用マニュアルの整備等)に努め、省エネルギー化に向けた改善を行います。
- ②設備の定期的な清掃・点検を行い、機器の適切な使用に努めます。
- ③空調室外機の設置状態の適正化を図り、余分な電力の消費抑制に努めます。
- ④稼働時間の短縮を検討し、燃料の消費抑制に努めます。
- ⑤公共施設の統合や廃止等により総量の縮減を図り、公共施設の規模の適正化を推進 します。

5 循環型社会の推進に関する取組

- (1) グリーン購入法適用商品等の推進
 - ①物品購入の際は、グリーン購入法適用品の使用に努めます。
 - ②グリーン購入法適用品のコピー(PPC)用紙の庁内使用等の啓発に努めます。

(2) 廃棄物の削減、リサイクルの推進

- ①マイバック・マイボトル・マイ箸等の利用を促進し、ごみの減量化を図ります。
- ②事務用品等は、可能な限り再利用・長期使用に努めます。
- ③使用済み封筒の再利用に努めます。
- ④仕分けボックスの設置等により、リサイクル回収を徹底します。
- ⑤ごみの出し方やリサイクル回収実施店の紹介等、わかりやすいチラシを用いて市民・ 事業者へ分別の徹底を啓発します。
- ⑥3R 運動の啓発を通じて、ごみの排出量削減、リユース・リサイクルを推進します。
- ⑦ペットボトルの正しい出し方を啓発し、廃プラスチック類の焼却量減を推進します。

(3) 環境に配慮した設計・施工

- ①省エネルギー・省資源となる設計や廃棄物を抑制した施工等環境に配慮した設計・ 施工に努めます。
- ②建設副産物は、発生抑制・再利用・適正処理に努めます。
- ③公共施設や街路における緑化を推進します。

(4) イベント等における環境配慮

- ①配布物や販売物の過剰包装を控え、廃棄物の抑制に努めます。
- ②イベントで発生した廃棄物の分別を徹底し、再資源化に努めます。
- ③イベント会場への来場は、公共交通機関の利用を呼びかけます。

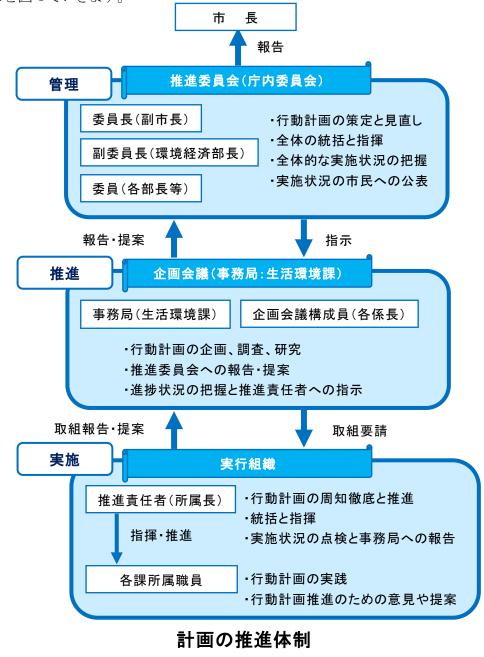
第5章 進行管理

1 推進体制

本計画は、市の所管する全ての事務・事業を対象としていることから、実施にあたって は全庁的な推進体制を構築することが不可欠です。

計画の推進にあたっては、管理・推進・実施の体制を明確化し、計画の進行管理や目標の見直しの決定(管理)、推進状況の取りまとめ・公表(推進)や取組みの実施(実施)を行う体制とします。

また、省エネ設備改修等に係る計画は、財政状況や施設管理計画等を勘案し、適宜、 見直しを図っていきます。



施設管理受託者や指定管理者についても、本計画に基づく地球温暖化対策に取り組むことができるような情報の発信と共有を図ります。また、契約時の仕様書等に温暖化対策への取組に関する項目を設けるよう各部署へ要請します。

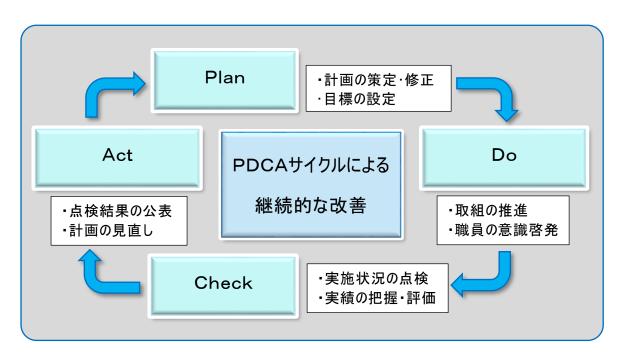
2 進行管理

本計画で定められた取組みを着実に実施し、継続的な改善を図っていくために進行管理の仕組みを導入します。

進行管理の仕組みは、P(Plan:目標を設定)⇒D(Do:取組みの推進)⇒C(Check:点検・実績の把握)⇒A(Act:公表・見直し)を繰り返す「PDCA サイクル」を基本とします。

また、計画の進行にあたっては、年度ごとに温室効果ガス排出量の把握を行い、前年度や基準年度と比較し、実施状況の点検や実績の把握・評価を行います。計画の進行状況や評価結果によっては必要に応じて計画の見直しを行うなど継続的な改善を図り、効果的な進行管理を行っていきます。

なお、各年度の温室効果ガス総排出量の算出にあたっては、温対法施行令に基づき、 最新の排出係数を使用し公表していきます。



PDCA サイクルによる進行管理

第6章 参考資料

1 温室効果ガス排出量の算定に用いた排出係数

(1)二酸化炭素

活動区分			単位	排出係数
燃料の使用に伴うもの				
ガソリン			kg-CO ₂ /L	2.32
灯油			kg-CO ₂ /L	2.49
軽油			kg-CO ₂ /L	2.58
A 重油			kg-CO ₂ /L	2.71
液化天然ガス(L	PG)		kg-CO ₂ /kg	3.00
		2013 年度	kg-CO ₂ /kWh	0.613
		2014 年度	kg-CO ₂ /kWh	0.584
	九州電力	2015 年度	kg-CO ₂ /kWh	0.509
		2016 年度	kg-CO ₂ /kWh	0.462
他人から供給された電		2017 年度	kg-CO ₂ /kWh	0.438
気の使用に伴う排出	Г. В	2016 年度	kg-CO ₂ /kWh	0.476
F-Power		2017 年度	kg-CO ₂ /kWh	0.502
	ウエスト電力	2016 年度	kg-CO ₂ /kWh	0.489
	ソエヘト電刀	2017 年度	kg-CO ₂ /kWh	0.546
		2030 年度目標値	kg-CO ₂ /kWh	0.370

[※]温対法施行令第3条第1項(電気の使用に伴う排出以外)

(2)メタン

活動区分	単位	排出係数
自動車の走行		
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車(定員 10 名以下)	kg−CH ₄ /km	0.000010
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車(定員 11 名以上)	kg-CH ₄ /km	0.000035
ガソリンを燃料とする軽乗用車	kg-CH ₄ /km	0.000010
ガソリンを燃料とする普通貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000035
ガソリンを燃料とする小型貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000015
ガソリンを燃料とする軽貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000011
ガソリンを燃料とする普通・小型・軽特殊用途車	kg-CH ₄ /km	0.000035
軽油を燃料とする普通・小型乗用車(定員 10 名以下)	kg-CH ₄ /km	0.0000020
軽油を燃料とする普通・小型乗用車(定員 11 名以上)	kg-CH ₄ /km	0.000017
軽油を燃料とする普通貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000015
軽油を燃料とする小型貨物車	kg-CH ₄ /km	0.0000076
軽油を燃料とする普通。小型特殊用途車	kg-CH ₄ /km	0.000013

[※]温対法施行令第3条第2項

[※]電気の使用に伴う排出係数は、環境省資料(電気事業者別排出係数(政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用))における各年度の実排出係数を引用。

(3)一酸化二窒素

活動区分	単位	排出係数
自動車の走行		
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車(定員 10 名以下)	kg−N₂O/km	0.000029
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車(定員 11 名以上)	kg−N₂O/km	0.000041
ガソリンを燃料とする軽乗用車	kg-N₂O/km	0.000022
ガソリンを燃料とする普通貨物車	kg−N₂O/km	0.000039
ガソリンを燃料とする小型貨物車	kg-N₂O/km	0.000026
ガソリンを燃料とする軽貨物車	kg−N₂O/km	0.000022
ガソリンを燃料とする特殊用途車	kg−N₂O/km	0.000035
軽油を燃料とする普通・小型乗用車(定員 10 名以下)	kg−N₂O/km	0.000007
軽油を燃料とする普通・小型乗用車(定員 11 名以上)	kg−N₂O/km	0.000025
軽油を燃料とする普通貨物車	kg−N₂O/km	0.000014
軽油を燃料とする小型貨物車	kg−N₂O/km	0.000009
軽油を燃料とする特殊用途車	kg−N₂O/km	0.000025

[※]温対法施行令第3条第3項

エコ・オフィスおごおり(第4次計画) 2019年2月

■企画·発行 小郡市 環境経済部 生活環境課

〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1

TEL (0942)72-2111 FAX (0942)72-2131